

重点事項の考え方	重点事項数	重点番号	該当頁
<p>1. <b>行政機関間の情報連携、手続のオンライン化・改善等デジタルの活用</b>を通じて、住民の負担軽減及び地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るもの<b>(重点募集テーマ)</b></p>	6	1番～6番	「計画策定等」に関するもの以外 1～3
<p>2. <b>子どもを産み育てやすい社会の実現</b>に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの</p>	3	7番～9番	「計画策定等」に関するもの以外 4～5
<p>3. <b>社会保障制度の基盤強化等</b>に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの</p>	4	10番～13番	「計画策定等」に関するもの以外 5～6
<p>4. <b>その他行政手続の効率化等</b>を通じて、住民の利便性向上等を図るもの</p>	5	14番～18番	「計画策定等」に関するもの以外 7～9
<p>5. <b>計画策定等に関する見直し</b>を通じて、地方の自主性及び自立性の確保を図るもの<b>(重点募集テーマ)</b></p>	50	19番～68番	「計画策定等」関係 2～15

# 重点事項について

「計画策定等」に  
関するもの以外

## 1. 行政機関間の情報連携、手続のオンライン化・改善等、デジタルの活用を通じて、住民の負担軽減及び地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るもの (重点募集テーマ)

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
1	登記所から都道府県に直接通知される登記情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加 (地方税法) 【省令改正】  (管理番号38)	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県 (総務省、法務省)	<p>市町村は、都道府県が不動産取得税を課税するために必要な固定資産評価額及び建築年月日の情報を固定資産ごとに抽出して都道府県に通知している。</p> <p>地方税法の改正（令和5年4月1日施行）により登記所から都道府県に直接通知されることとなる不動産の登記情報について、登記所が保有する固定資産評価額及び登記事項である建築年月日の情報を追加する。</p> <p>これにより、不動産取得税の課税業務に係る市町村の負担軽減に資する。</p>
2	住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大 (住民基本台帳法) 【法律改正】  (管理番号42・125)	山口市／福井市、福井県 (総務省、農林水産省、国土交通省)	<p>地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用し本人確認情報の提供を受けられる事務については、住民基本台帳法別表及び同法別表に関する省令により規定されている。</p> <p>同法別表等に、新たに、 ①所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく土地所有者探索事務 ②森林法に基づく林地台帳作成・更新事務 などを追加する。</p> <p>これにより、地方公共団体における業務の効率化と事業の円滑化が可能となり、住民サービスの向上に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
3	<p><b>国家資格等に係る手続のオンライン化等</b>            (調理師法、製菓衛生師法、通訳案内士法、クリーニング業法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、住民基本台帳法／栄養士法)  <b>【法律改正等】</b></p> <p>(管理番号97・113～117)</p>	<p>新潟県、岐阜県／関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県            (デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省)</p>	<p>① 「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」<sup>※</sup>の対象資格に、調理師、製菓衛生師、全国通訳案内士、クリーニング師及び登録販売者を追加する。</p> <p>② 「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象となっている管理栄養士等の手続について、オンラインで行われた場合の都道府県経由事務を廃止する。</p> <p>これらにより、都道府県等の事務負担の軽減及び申請者の利便性向上に資する。</p> <p><sup>※</sup>国家資格等情報連携・活用システム(仮称)            各種免許・国家資格等のデジタル化の推進のため、デジタル庁が開発・構築を進めている。            税・社会保障・災害に係る32資格は、他の資格に先行して、令和6年度からの運用開始を目指すこととされている。</p>
4	<p><b>障害支援区分認定調査のオンライン化</b>            (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)  <b>【法律改正】</b></p> <p>(管理番号118)</p>	<p>熊本市、船橋市、長崎市            (厚生労働省)</p>	<p>障害支援区分認定調査<sup>※</sup>については、対面での実施が原則であるが、現在は、感染拡大防止の観点からオンライン実施が特例的に可能とされている。</p> <p>これを、へき地や遠隔地の居住者が対象であることや医師・看護師の同席など一定の要件下で、恒久的に可能とする。</p> <p>これにより、認定調査員の負担が軽減されるとともに、障害福祉サービスの円滑化に資する。</p> <p><sup>※</sup>障害支援区分認定調査障害者(申請者)がどの程度の支援を必要とするかを評価するために、市区町村が行う調査。支給決定(有効期間は最大3年)及び変更の際に実施。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
5	<p>生活保護法上の指定介護機関に係る 手続の見直し (生活保護法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号127・128)</p>	<p>大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合、福島県、栃木県／大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>指定介護機関(※1)については、介護保険法上の指定やその取消等が行われた場合、生活保護法上も同様の措置を受けたものとみなされる。しかし、機関の名称等の変更や旧法指定機関(※2)の取消については、その対象外であるため、生活保護法上の届出等が別途必要である。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 介護保険法上の変更等の届出があった場合、生活保護法上の変更等の届出があったものとみなす。</p> <p>② 旧法指定機関について、介護保険法上の取消等を受けた場合、これを要件とした生活保護法上の取消等を可能とする。</p> <p>これにより、指定介護機関及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p> <p>(※1) 生活保護法上の介護扶助を行う介護機関 (※2) H25生活保護法改正前に同法の指定を受けた介護機関</p>
6	<p>セーフティネット保証の認定機関の 拡充と事務手続のオンライン化 (中小企業信用保険法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号171・288)</p>	<p>川西市、兵庫県／大府市 (デジタル庁、財務省、経済産業省／財務省、経済産業省)</p>	<p>自然災害、構造的な不況等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者について、一般の保証限度額とは別枠での融資を保証する「セーフティネット保証制度」について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 中小企業者が当該制度を利用するに当たっては、市区町村長による認定を受ける必要があるところ、商工会議所及び商工会による認定も可能とする。</p> <p>② 中小企業者(又は代理申請する金融機関)が行う市区町村への認定申請から信用保証協会における保証決定までの手続をオンライン化するため、統一の仕組みを構築する。</p> <p>これらにより、市区町村の事務負担を軽減するとともに、中小企業者等の利便性向上に資する。</p>

## 2. 子どもを産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
7	<p>認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等            (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、児童福祉法)  <b>【法律改正等】</b></p> <p>(管理番号193・231・232)</p>	<p>指定都市市長会／浜松市／浜松市            (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>指定都市の長は子ども・子育て支援施設・事業の認可等の権限を有しているが、子ども・子育て支援施設・事業に係る事務が都道府県と重複している状況を解消するため、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認定こども園の認可・認定における指定都市の長が行う都道府県知事との事前協議を不要とする。</li> <li>② 認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、指定都市の長が条例等で定めることができるようにする又は届出事項を統一する。</li> <li>③ 認定こども園施設整備交付金について、国から都道府県を通じた間接補助ではなく、国から指定都市への直接補助とする。</li> </ol> <p>これらにより、事業者及び指定都市の負担軽減に資する。</p>
8	<p>公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと            (児童手当法)  <b>【法律改正】</b></p> <p>(管理番号204)</p>	<p>利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市            (内閣府)</p>	<p>児童手当の支給は、公務員は所属長、公務員以外の者は居住地の市町村長が行うこととされているため、公務員が退職等した場合には申請先の変更が必要となるが、申請の遅れや申請漏れにより児童手当の不支給期間が生じる等の支障が起きている。</p> <p>そのため、公務員についても児童手当の支給を居住地の市町村長が行うこととする。</p> <p>これにより、申請先が異なることによる申請漏れが抑制され、住民サービスの向上に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
9	<p>放課後児童支援員の資格及び員数に係る従うべき基準の見直し (児童福祉法) 【法律改正】</p> <p>&lt;H28、H29、H30年フォローアップ案件&gt;</p> <p>(管理番号H28-98・111・213、H29-25、H29-104・105、H29-161、H29-303、H30-21、H30-47・278)</p>	<p>栃木県、松山市、広島市／長洲町／岐阜県、本巢市、中津川市／全国知事会、全国市長会、全国町村会／出雲市／豊田市／うるま市／九州地方知事会 (厚生労働省)</p>	<p>放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員）の資格と員数について、従うべき基準として全国一律の基準が定められていたことが、人材確保の支障となり、地方における放課後児童クラブの継続的・安定的な運営が困難となっていたことから、令和元年の第9次一括法により当該従うべき基準の参酌化を行った。</p> <p>第9次一括法の附則に規定されている内容の検討状況を把握することとする。</p> <p>(参考) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号） 附則 第5条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

### 3. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
10	<p>指定介護予防支援事業者の指定対象の拡充に関する見直し (介護保険法) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号1)</p>	<p>さいたま市 (厚生労働省)</p>	<p>居宅要支援者に対し、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成する指定介護予防支援事業者の指定対象は、「地域包括支援センターの設置者」に限定されているため、地域包括支援センターの業務負担が増加している。</p> <p>このため、指定対象を指定居宅介護支援事業者と同様に、「介護予防支援事業を行う者」へと拡充する見直しを行う。</p> <p>これにより、地域包括支援センターをはじめ、市区町村の負担軽減に資する。</p>



	提案	提案団体 (関係府省)	概要
11	<p><b>国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きの見直し</b>  (国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法)  【省令改正】</p> <p>(管理番号19・192)</p>	<p>宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、豊川市、豊田市  ／指定都市市長会  (厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きは、毎年、対象者が申請を行うこととなっているが、実態としては保険者から勧奨通知を送っているなど負担になっている。</p> <p>このため、被保険者からの初回の申請をもって、以降は都度、申請によらずとも、継続支給を可能とする見直しを行う。</p> <p>これにより、被保険者の申請手続きの効率化、市区町村及び後期高齢者医療広域連合等の保険者の事務負担の軽減に資する。</p>
12	<p><b>中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し</b>  (介護保険法)  【告示改正等】</p> <p>(管理番号79)</p>	<p>山都町  (厚生労働省)</p>	<p>中山間地域等における訪問介護においては、介護事業所から利用者宅が遠く、散在していることから、サービス時間よりも移動時間の方が長くなり、事業所がサービス提供を断るといった課題が生じている。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護報酬上の訪問介護労働者の移動時間等の考え方を明確化する。</li> <li>② 中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等の実態を踏まえ、介護報酬等の見直しを行う。</li> </ol> <p>これらにより、地域の実情に応じた訪問介護サービスの提供が可能となり、中山間地域等における訪問介護の安定確保に資する。</p>

## 4. その他行政手続の効率化等を通じて、住民の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
13	<p>生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を不要とする見直し (国民健康保険法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号81)</p>	<p>砥部町、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 (厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険の被保険者が生活保護受給者となる場合は、世帯主から市区町村に対し、14日以内に資格喪失の届出が必要とされているが、手続きが失念されることで、国民健康保険税の払戻処理等の事務負担が生じている。</p> <p>このため、生活保護の受給開始を市区町村が公簿等により確認できるときは、届出を不要とする見直しを行う。</p> <p>これにより、市区町村の事務の効率化及び住民の負担軽減に資する。</p>
14	<p>マイナンバーカード関係手続の合理化 (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】</p> <p>(管理番号15・90・246・280)</p>	<p>松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町／徳島県、香川県、愛媛県、高知県／特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市／宮崎市 (デジタル庁、総務省)</p>	<p>今後マイナンバーカードの普及が進むにつれ、カード本体やカードに搭載されている電子証明書の更新等に伴う市区町村の事務負担が更に増加することが見込まれる。 このため、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① マイナンバーカード交付手続について、委託事業者による本人確認を含めた申請受付を可能とする。</li> <li>② マイナンバーカード更新手続について、申請をマイナポータル等のオンラインやコンビニエンスストアのキオスク端末で行えるようにするとともに、オンラインによる本人確認の導入により窓口での本人確認を不要とし、郵送による更新カード受取を可能とする。</li> <li>③ 電子証明書の更新及び各種パスワードの初期化・再設定の手続について、オンラインやコンビニエンスストアのキオスク端末での手続を可能とする。</li> </ol> <p>これらにより、住民や市区町村窓口の負担軽減に繋がり、マイナンバーカード関係手続の円滑化に資する。</p>



	提案	提案団体 (関係府省)	概要
15	<p><b>建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し</b> (建築基準法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号16)</p>	<p>今治市 (国土交通省)</p>	<p>建築主事は、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者でなければならないが、本市では建築主事の継続的かつ安定的な確保に不安を有している。</p> <p>建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格した者で、建築行政に関する2年以上の実務経験を積んだ者となっている。</p> <p>受検時に実務経験を求めている要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいけばよいこととする。</p> <p>これにより、建築基準適合判定資格者検定の受検機会が増加し、建築主事の人材確保に資する。</p> <p>&lt;参考：建築士試験&gt; 建築士試験においては、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）により、受験要件であった実務経験が免許登録要件に改められ、原則として、試験の前後にかかわらず、免許登録の際までに積んでいけばよいこととされた。</p>
16	<p><b>大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止</b> (大規模小売店舗立地法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号27・86)</p>	<p>長崎県、九州地方知事会、宮城県、福島県、新潟県／宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会 (経済産業省)</p>	<p>大規模小売店舗について、店舗設置者又は小売業者が法人である場合、その代表者の氏名に変更があったときは都道府県に届け出なければならないとされている。</p> <p>複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び地方公共団体の事務負担が多いため、店舗設置者又は小売業者が法人である場合の代表者の氏名変更に係る届出を廃止する。</p> <p>これにより、地方公共団体や届出事業者の事務負担の軽減に資する。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
17	<p>会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給可能とする見直し (地方自治法) 【法律改正】  (管理番号89)</p>	<p>徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合 (総務省)</p>	<p>地方公共団体の会計年度任用職員の勤勉手当については、地方自治法等の規定により支給できないこととされており、期末手当のみが支給されている。</p> <p>一方で国の非常勤職員（期間業務職員）においては勤勉手当の支給が可能（※）であるため、国及び地方公共団体の常勤職員並びに国の非常勤職員と地方公共団体の会計年度任用職員の間不均衡が生じている。</p> <p>（※）平成30年度においては、国の期間業務職員の9割強に対して、勤勉手当が支給されている。</p> <p>そこで、地方公共団体において、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することを可能とする。</p> <p>これにより、会計年度任用職員の人材確保や意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資する。</p>
18	<p>シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備 (都市公園法) 【政令改正等】  (管理番号245)</p>	<p>特別区長会 (国土交通省)</p>	<p>都市公園法上、シェアサイクルポート設置の可否が不明確であり、その設置に二の足を踏んでいる。</p> <p>以下のいずれかの措置により、シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 都市公園法上の公園施設のうち便益施設について定める都市公園法施行令第5条第6項にシェアサイクルポートに関する規定を追加する。</li> <li>ii) 同項に規定する「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。</li> </ul> <p>これにより、都市公園内のシェアサイクルポートの迅速な設置が可能となり、住民の利便性向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p> <p>※シェアサイクルポートとは、不特定多数の人が自転車を共同利用するための貸出・返却する拠点となるもの。</p>

- 地方から寄せられた提案については、「経済財政運営と改革の基本指針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は、各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたことを踏まえ、原則として重点事項として取り扱うこととする。

重点の全体像	重点事項数
1 計画等そのものの廃止を求めるもの	17
2 他の計画と一体化又は他の手段と代替すべきことを求めるもの	19
3 策定等に係る手続(認定、協議等)について見直しを求めるもの	21
4 記載事項について見直しを求めるもの	15
5 期間の設定について見直しを求めるもの	4

※一つの事項に複数の内容が含まれているため、合計は重点事項数と同一にならない。

# 各重点事項の概要

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
19	<p>過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画について一体的策定を可能とすること及び過疎地域持続的発展市町村計画策定に係る議会の議決手続の見直し等 (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：2、14、166)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県／兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／高山市 (総務省)</p>	<p>① 過疎地域持続的発展方針（以下「過疎方針」という。及び過疎地域持続的発展都道府県計画（以下「都道府県過疎計画」という。）について、記載事項が重複していることから、いずれかを廃止し、両者の一体的策定を可能とする。</p> <p>② 都道府県における計画策定時の大臣同意を不要とするとともに、計画の記載事項を簡素化する。</p> <p>③ 過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村過疎計画」という。）について、法定されている市町村議会の議決手続を見直す。併せて、市町村過疎計画が都道府県過疎計画に基づくことを不要とする。</p>		○	○	○	
20	<p>地域公共交通計画等に係る手続の見直し (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：3、263)</p>	<p>鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合／神戸市 (国土交通省)</p>	<p>① 地域公共交通利便増進実施計画について、大幅な路線再編を除く便数や経由地等の変更等の軽微な変更を、国への事前申請から事後届出とする。</p> <p>② 地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に位置づけられる地域公共交通計画の策定が補助の要件となっていることで、計画策定に係る手続が過度な負担となっているため、要綱に基づく補助計画を補助の要件とする。</p>			○		
21	<p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止 (建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号：4)</p>	<p>鳥取県、兵庫県、全国知事会 (厚生労働省、国土交通省)</p>	<p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画について、安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少なく、国における基本計画で十分であり、当該計画を廃止する。</p>	○				2

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
22	総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止 (総合保養地域整備法) 【法律改正】  (管理番号：5)	鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会 (総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	総合保養地域整備基本構想について、休止状態となっている構想が多いものの、廃止に当たっては政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議が必要であり、手続の負担が大きいため、廃止に係る手続を簡素化する。			○		
23	地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること並びに計画策定手続及び進捗管理の簡素化 (地震防災対策特別措置法、国土強靱化基本法) 【法律改正等】  (管理番号：6、170)	鳥取県、滋賀県、兵庫県、徳島県、京都市、堺市、全国知事会、中国地方知事会／全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 (内閣府)	① 重複する趣旨・内容が多い、国土強靱化地域計画と統合する。 ② 計画策定のための手続を簡素化又は協議・同意を不要とする。 ③ 毎年度ある国による詳細な進捗管理の照会・調査の内容について、計画内容の推移や増減額ではなく、現在の進捗状況の結果についてのみの照会にするなど、簡素化を行う。			○ ○		
24	環境関係の計画等の一体的策定 (国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律、水質汚濁防止法、食品ロスの削減の推進に関する法律) 【法律改正等】  (管理番号：8)	島根県 (消費者庁、環境省)	環境関係法令に規定されている環境関係の計画・方針について、政策的に関連が深いものが多いことから、地方公共団体が一体的に策定することを可能とする。 併せて、今後、環境関係法令の制定・改正により、地方公共団体において、新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとする。			○		

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
25	地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止 (道路運送車両法) 【要綱改正】 (管理番号：58)	香川県、徳島県、愛媛県、高知県 (国土交通省)	令和4年4月の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対して毎年の普及促進計画及び普及促進活動報告の提出並びに協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付けを廃止する。			○	○	
26	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化及び計画内容の簡素化 (公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について) 【通知改正】 (管理番号：72、269)	広島市／神戸市 (総務省)	① 国が計画の見直しを行うにあたり、地方公共団体に一律の見直しを求めるのではなく、各地方公共団体において適時適切な時期での公共施設等総合管理計画の見直しを行うことができるようにする。  ② 個別施設計画と内容が重複する部分があるため、総合管理計画の必須記載事項を見直す。			○	○	
27	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長 (老人福祉法、介護保険法) 【法律改正】 (管理番号：102)	新潟県、群馬県 (厚生労働省)	都道府県介護保険事業支援計画について、現行3年を一期とされている計画期間を、6年を一期とする。					○
28	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行に伴う有機農業の推進に関する法律に基づく推進計画の整理 (有機農業の推進に関する法律、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律) 【通知改正】 (管理番号：103)	新潟県 (農林水産省)	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基本計画において、有機農業の推進に関する施策についての計画を盛り込むことで、有機農業の推進に関する法律で定める推進計画に代替することができることとする。		○			4



	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
29	<b>土地利用基本計画の策定義務の廃止等</b> (国土利用計画法) <b>【法律改正】</b> (管理番号：130、179)	広島県、全国 知事会／千葉 県、長野県、 高知県 (国土交通 省)	① 土地利用基本計画に定める5地域に係る土地 利用規制は、個別規制法において調整が行われ、 同計画に係る調整機能が形式的なものとなって いることから、同計画の都道府県の策定義務を 廃止する。 ② ①が難しい場合、土地利用基本計画に定める 5地域の変更に係る計画図の変更であって、個 別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴うも のに限っては、審議会その他の合議制の機関へ の意見聴取を不要とする。	○		○		
30	<b>日本語教育推進に関する地方公共            団体の基本的な方針の廃止</b> (日本語教育の推進に関する法 律) <b>【法律改正】</b> (管理番号：131)	広島県、宮城 県、全国知事 会、中国地方 知事会 (外務省、文 部科学省)	日本語教育の推進に関する法律に基づく日本語 教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を 廃止する。または、都道府県が方針を定めること で市区町村において方針を定める必要がないこと とする。	○				
31	<b>I 都道府県障害(児)福祉計画に            ついて策定義務の廃止及び他の上            位計画等の策定により代替可能と            すること</b> (障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律、 児童福祉法) <b>【法律改正】</b> (管理番号：133、134)  <b>II 障害者及び障害児関係の計画に            係る計画期間の延長等</b> (障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律、 児童福祉法、障害者基本法) <b>【告示改正】</b> <R3年フォローアップ案件 (管理番号：41、157、198)>	広島県、広島 市、全国知事 会 (厚生労働 省)	I 計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が 重複する上位計画での代替を可能とする。 II 地方公共団体は、国の基本指針に即して障害 (児)福祉計画の策定を行うこととされている が、国の基本指針で定められた計画期間が3年 間と短いため、現行の計画の検証が不十分なま ま次期計画の策定に着手している実態がある。 また、障害者計画と障害(児)福祉計画につ いて、国の障害者基本計画と国の基本指針に よって定められた各計画の記載内容が重複する 部分があるなど、策定作業に負担が生じている。 このため、障害者及び障害児関係の計画につ いて、以下の措置を講じる。 ・ PDCAサイクルをまわす十分な時間を確保す るため、計画期間を延長する。 ・ 障害者計画と障害(児)福祉計画について、 記載内容を簡素化する。	○	○		○	○

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
32	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく都道府県計画について他の上位計画等の策定により代替可能とすること (家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律) 【通知改正】 (管理番号：135)</p>	<p>広島県、宮城県、広島市、全国知事会 (農林水産省)</p>	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき国の基本方針に即して定める都道府県計画について、同様の内容が記載されている他の上位計画等の策定により代替可能とする。</p>		○			
33	<p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画について上位計画と代替可能とすること並びに記載内容及び策定手続の簡素化 (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律) 【通知改正等】 (管理番号：136、167)</p>	<p>広島県、宮城県、広島市、全国知事会／兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合 (農林水産省)</p>	<p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画について、以下の措置を講じる。</p> <p>① 他の上位計画等の策定により代替を可能とする。</p> <p>② 酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に委ねる。併せて、策定に当たっての農林水産大臣又は都道府県知事への協議を報告とする。</p>		○	○	○	
34	<p>地方スポーツ推進計画の廃止 (スポーツ基本法) 【法律改正】 (管理番号：137)</p>	<p>広島県、全国知事会 (文部科学省)</p>	<p>スポーツ基本法に基づく地方公共団体が策定する地方スポーツ推進計画については、努力義務規定であるものの策定状況が公表されること等により全都道府県が策定をしており、実質的な義務付けであると考えられるため、策定を廃止する。</p>	○				
35	<p>瀬戸内海指定物質削減指導方針及び瀬戸内海環境保全府県計画について、他計画との一体的策定を可能とすること (瀬戸内海環境保全特別措置法) 【法律改正】 (管理番号：138、139)</p>	<p>広島県、愛媛県、全国知事会 (環境省)</p>	<p>① 瀬戸内海環境保全府県計画と内容が重複する環境基本計画との一体的策定を可能とする。</p> <p>② 瀬戸内海指定物質削減指導方針と内容が重複する総量削減計画との一体的策定を可能とする。</p>		○			

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
36	<b>市町村気候変動適応計画の廃止及び地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減</b> (地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法) <b>【法律改正等】</b>  (管理番号：140、252)	広島県、宮城県、 広島市、愛媛県、 中国地方知事会 ／神戸市 (環境省)	① 地域気候変動適応計画において、都道府県の計画を充実させ、市町村の計画は廃止する。  ② 地方公共団体実行計画における国の示すマニュアルの簡素化及び計画策定時の協議会の開催を任意化する。	○		○	○	
37	<b>新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続の簡素化</b> (新型インフルエンザ等対策特別措置法) <b>【法律改正】</b>  (管理番号：141)	広島県、宮城県、 広島市、愛媛県、 中国地方知事会 (内閣官房)	政府行動計画の変更を反映するために行われる都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時は感染症に関する有識者への意見聴取を省略可能とする。			○		
38	<b>地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止</b> (地域再生法、まち・ひと・しごと創生法) <b>【通知改正】</b>  (管理番号：165)	兵庫県、滋賀県、 京都府、堺市、 神戸市、徳島県、 関西広域連合 (内閣府)	地方創生推進交付金の事業期間中における実施計画について、当該年度事業費の2割以内の減額、要素事業間の2割以内の流用等があった場合には、軽微変更として国に報告することを求められているが、当該事項の報告を不要とする。			○		
39	<b>都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し及び計画策定後の国への報告の省略</b> (食品衛生法) <b>【法律改正】</b>  (管理番号：173、258)	京都市／神戸市 (消費者庁、厚生労働省)	① 毎年度の策定が義務付けられている都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間について、都道府県等の自主的な判断に委ねるよう見直す。  ② 都道府県等食品衛生監視指導計画に変更がない場合は、策定後の国への報告を省略する。			○		○

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
40	<b>公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化</b> (地方独立行政法人法) <b>【法律改正】</b> (管理番号：185)	山形県、宮城県 (総務省)	公立大学法人の設立団体である地方公共団体は、事業年度ごとに年度評価を行う必要があり、公立大学法人は、事業年度ごとに年度計画を定める必要があるが、頻繁な評価委員会の運営のため多大な作業が生じていることや、国立大学法人においては国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第41号)により年度計画及び年度評価は廃止されたことを踏まえ、年度評価及び年度計画は廃止する。			○		
41	<b>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準の強化・緩和に係る市町村賃貸住宅供給促進計画の廃止</b> (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律) <b>【省令改正】</b> (管理番号：194)	指定都市市長会 (国土交通省)	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準を市町村が強化・緩和する場合には、市町村賃貸住宅供給促進計画を策定する必要があることとされているが、当該計画を廃止し、登録事務を実施する市町村の裁量により、登録基準の強化又は緩和を可能にする。	○				
42	<b>サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の廃止</b> (高齢者の居住の安定確保に関する法律) <b>【省令改正】</b> (管理番号：195)	指定都市市長会 (厚生労働省、国土交通省)	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準を市町村が強化・緩和する場合には、高齢者居住安定確保計画を策定する必要があることとされているが、当該計画を廃止し、登録事務を実施する市町村の裁量により、登録基準の強化又は緩和を可能にする。または、内容が重複する他の計画との一体的策定を可能とする。	○	○			
43	<b>空家等対策計画及び空き家対策総合実施計画の廃止又は空き家対策総合実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること</b> (空家等対策の推進に関する特別措置法) <b>【法律改正】</b> (管理番号：198)	指定都市市長会 (国土交通省)	空き家対策総合支援事業の実施に当たっては、空家等対策計画と当該計画に基づく空き家対策総合実施計画を策定することとされている。両計画は重複する内容が多いため、以下のいずれかの措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等対策計画及び空き家対策総合実施計画の策定を廃止する。</li> <li>・空き家対策総合実施計画の策定のみを補助金の交付要件とする。</li> </ul>	○	○			8

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体 ・ 代替	手続	記載 事項	期間
44	<p>農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにすること等 (農業委員会等に関する法律) 【通知改正】</p> <p>(管理番号: 199)</p>	<p>指定都市市長会 (農林水産省)</p>	<p>農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにする。併せて、最適化活動の目標設定と点検・評価の簡素化や作成が必要な資料の見直しを行う。</p>			○	○	
45	<p>農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減 (農地中間管理事業の推進に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号: 202)</p>	<p>岐阜県、高知県 (農林水産省)</p>	<p>農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、現に権利設定を受けている者に再度権利の設定を行おうとする場合の認可要件や添付書類に係る規定を新たに設け、再度の権利設定の場合の許可要件を緩和するとともに添付書類を削減する。</p>			○	○	
46	<p>工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更等に関する規制緩和 (都市計画法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号: 220、221)</p>	<p>群馬県 (国土交通省)</p>	<p>① 工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項の1つである「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができるようにする。併せて、同事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置・形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とする。</p> <p>② 工業団地造成事業における造成工場敷地の譲受人の資格要件について、対象業種を「製造工場等」と、対象者を「自ら」経営しようとする者に限定していることを緩和する。</p>			○	○	



	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
47	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し (豪雪地帯対策特別措置法) 【要綱改正】  (管理番号：239)	長野県 (国土交通省)	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて作成することとなっている豪雪地帯安全確保事業計画を廃止する。特に、市町村のみが事業実施主体となる場合であってその経費を道府県が負担しないときの道府県による事業計画の作成を不要とする。	○				
48	子ども読書活動推進計画について上位計画への統合を可能とすること (子どもの読書活動の推進に関する法律) 【通知改正】  (管理番号：240)	長野県、愛知県 (文部科学省)	子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている教育振興基本計画や各地方公共団体独自の総合計画等の上位計画への統合を可能とする。		○			
49	一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 【通知改正】  (管理番号：253)	神戸市 (環境省)	一般廃棄物処理計画の策定にあたり必要とされている廃棄物減量等推進審議会等の検討について、審議会に限らず廃棄物行政に精通した有識者の意見聴取により代替可能とする。併せて、記載事項を軽減する。			○	○	



	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体 ・ 代替	手続	記載 事項	期間
50	<b>I 分別収集計画の廃止等</b> (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) <b>【法律改正】</b> (管理番号：254)  <b>II 都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止</b> (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) <b>【法律改正】</b> <R3年フォローアップ案件(管理番号：65)>	神戸市／岐阜県 (環境省)	I 市町村分別収集計画は、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みと、各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みのみを報告形式にすることで足り、市町村における計画の策定を廃止する。  II 都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画の記載事項を取りまとめたものが大部分を占めていることから、計画によらずとも、市区町村ごとのデータを把握することは可能であり、都道府県における計画の策定を廃止する。	○		○		
51	<b>循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化</b> (循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律) <b>【要綱改正等】</b> (管理番号：255)	神戸市 (環境省)	循環型社会形成推進交付金申請に係る循環型社会形成推進地域計画について、記載事項が細かく定められており、策定に当たり多大な事務負担が生じていることから、記載事項を簡素化する。				○	
52	<b>市町村における交通安全計画の廃止</b> (交通安全対策基本法) <b>【法律改正】</b> (管理番号：256)	神戸市 (内閣府)	市町村が策定する交通安全計画の策定については、策定に係る交通安全対策会議への諮問やパブリックコメント等の手続に相当の時間や労力を要する上、都道府県計画と共通の内容が多くあるため、当該計画を廃止する。	○				
53	<b>市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止</b> (食育基本法) <b>【通知改正】</b> (管理番号：257)	神戸市 (農林水産省)	市町村食育推進計画に係る計画策定状況、会議の設置状況、食育の推進に関わるボランティアの数等の報告を廃止する。			○		

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
54	結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化 (結核対策特別促進事業実施要綱) 【要綱改正】 (管理番号：259)	神戸市 (厚生労働省)	結核対策特別促進事業の補助交付申請について、交付申請対象事業に係る計画及び地方公共団体における結核対策全体の単年度計画を作成しなければならず、多大な事務負担が生じていることから、交付申請対象事業に係る計画のみを作成することとし、結核対策全体の単年度に係る計画の作成を廃止するとともに、記載事項を簡素化する。				○	
55	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと (建築物の耐震改修の促進に関する法律) 【法律改正】 (管理番号：260)	神戸市 (国土交通省)	社会資本整備総合交付金の交付対象事業の一つである住宅・建築物耐震改修事業の要件となっている耐震改修促進計画を廃止するなどし、同計画の記載内容を包含する社会資本整備総合整備計画のみを交付金の要件とする。	○	○			
56	マンション管理適正化推進計画の廃止 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律) 【法律改正】 (管理番号：261)	神戸市 (国土交通省)	マンション管理組合が作成するマンション管理計画の認定制度を運用する上で、地方公共団体におけるマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、当該計画の策定有無にかかわらず、マンション管理計画の認定制度の運用を地方公共団体の裁量とする。	○				
57	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置付けを不要とすること (地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について) 【通知改正】 (管理番号：262)	神戸市 (総務省)	地域レベルでの交際交流を推進する目的で策定することとされている地域国際交流推進大綱において、地域の国際交流の中核となる民間組織を地域国際化協会として明示することとされており、これにより当該地域国際化協会に対する助成金について地方財政措置がなされている。一方で、当該大綱の記載事項は、既存の総合計画における記載と重複がみられることから、地域国際化協会について大綱への位置付けを不要とする。		○		○	

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載事項	期間
58	立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合し、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること (都市計画法、都市再生特別措置法) 【法律改正】  (管理番号：264)	神戸市 (国土交通省)	都市計画マスタープランに立地適正化計画及び総合交通戦略に関する趣旨を記載していれば、各計画を策定していることとする。併せて、各計画の趣旨を記載した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とする。		○			
59	地方公共団体において独自に策定している防災に関する計画について立地適正化計画における防災指針とみなすこと (都市再生特別措置法) 【法律改正】  (管理番号：265)	神戸市 (国土交通省)	地方公共団体において防災に関する計画を策定している場合には、立地適正化計画において定めることとされている防災指針を策定していることとする。		○			
60	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化 (文化財保護法) 【法律改正等】  (管理番号：266)	神戸市 (文部科学省)	文化財保存活用地域計画について、文化庁長官の認定を受けるための資料作成等の手続を簡素化する。併せて、地方自治体の実情に合わせ、記載事項や構成等の計画の内容に独自性を持つことを可能とする。			○	○	
61	所有者不明土地対策計画について他の計画との一体的策定を可能とすること (所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法) 【法律改正】  (管理番号：267)	神戸市 (国土交通省)	令和4年に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律において市町村が策定できるとされた所有者不明土地対策計画について、既存の空家等対策計画又は空き家対策総合実施計画との一体的な策定を可能とする。		○			

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
62	<p><b>市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと</b>  (学校教育の情報化の推進に関する法律、教育基本法)  【法律改正】  (管理番号：268)</p>	<p>神戸市  (文部科学省)</p>	<p>学校教育の情報化の推進に関する法律（令和3年9月施行）により、国が定める計画（令和4年6月中旬以降に決定予定）を基本として地方公共団体の策定が努力義務とされている学校教育情報化推進計画について、既に地方公共団体が策定している教育振興基本計画において「ICT利活用のための基盤の整備」についても記載しており、目的や内容が重複していることから、当該計画は廃止する。または、当該計画について、今後財政措置の前提条件としないこととする。</p>	○				
63	<p><b>国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止</b>  (公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)  【通知改正】  (管理番号：270)</p>	<p>神戸市  (総務省、文部科学省)</p>	<p>個別施設計画について、補助金の要件とされており、それに伴った計画の策定・変更が必要となることから、地方公共団体の負担となっている。そのため、個別施設計画を補助金の要件とすることなく、他の既存計画の活用なども含め、当該補助金制度の設計を見直す。</p>			○	○	
64	<p><b>都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し</b>  (健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律)  【告示改正等】  (管理番号：275)</p>	<p>愛知県  (厚生労働省)</p>	<p>都道府県が定める都道府県健康増進計画及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について、計画期間を現行の10年から、12年とする。</p>					○
65	<p><b>交付金に係る施設整備計画について他の計画と代替可能とすること</b>  (義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)  【法律改正等】  (管理番号：279)</p>	<p>愛知県  (文部科学省)</p>	<p>地方公共団体が交付金の交付を受けるため作成が必要な施設整備計画を、個別施設毎の長寿命化計画（学校施設の長寿命化計画）及び建築計画の作成で足りるものとする。</p>		○			14

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	廃止	一体・ 代替	手続	記載 事項	期間
66	<p><b>DV防止法に基づく都道府県基本計画について都道府県男女共同参画計画と一体的に策定可能とすること</b>  (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、男女共同参画社会基本法)  【通知改正】</p> <p>(管理番号：281)</p>	群馬県、全国知事会 (内閣府)	DV防止法に基づく都道府県基本計画について、市町村の場合と同様に、都道府県男女共同参画計画と一体的に策定することを可能とする。		○			
67	<p><b>医療計画と関係計画との統廃合等</b>  (健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法、医療法、がん対策基本法)  【法律改正】</p> <p>(管理番号：282、283)</p>	全国知事会、群馬県/全国知事会、三重県 (厚生労働省)	医療計画の一部と都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画には内容の重複が見られるため、統廃合や一体的策定を可能とすること等の合理化を行う。	○	○			
68	<p><b>都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止</b>  (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律)  【法律改正】</p> <p>&lt;R3年フォローアップ案件(管理番号：128)&gt;</p>	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)	国の基本指針及び献血推進計画に基づき定めるものとされている都道府県献血推進計画について、「献血により確保すべき血液の目標量」は、採血事業者が定める献血受入計画における「献血により受け入れる目標量」と異なる目標量を設定する余地はなく、また、計画を策定しなくとも、献血の推進に関する施策について普及啓発等が可能であるため、都道府県の計画策定を廃止する。	○				

# 【参考】 「計画策定等」に係る提案についての主な検討の視点

＜第45回地方分権改革有識者会議（令和3年7月2日）資料8から抜粋＞

## ＜計画の策定に係る提案＞

	提案の内容	主な検討の視点
1	計画策定の義務付けの廃止を求める提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の策定に当たっては、法令上の内容や手続に関する規定を順守しなければならないが、計画の策定という手法は地方公共団体にとって負担の大きい手法である。それにもかかわらず、施策を推進する手法として、計画の策定という手法を採用し、義務付けまで行うのはなぜか。</li> <li>○ 計画策定以外の手法でも代替可能であり、義務付けを廃止すべきではないか。</li> </ul>
2	計画の策定規定の統合を求める提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令上、同一の分野において類似する複数の計画に関する規定がある場合には、計画の策定規定の廃止や統合をすべきではないか。</li> <li>○ 仮に、計画の策定規定の廃止や統合が困難である場合には、類似する複数の計画の一体的策定や、計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなどの法令上の対応をすべきではないか。</li> </ul>
3	策定が努力義務、任意とされている計画や通知に基づく計画のうち、策定が実質的に義務付けられていると考えられる計画の見直しを求める提案（財政支援等の要件とされている計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令上の内容や手続に関する規定を順守しなければならない計画の策定を財政支援等の要件としているのはなぜか。また、地方公共団体が策定した計画を国においてどのように活用しているのか。</li> <li>○ 財政支援等の申請書類に記載される内容などにより、財政支援等の対象となる事業等が計画的に進められることが担保されるとともに、国が財政支援等を行う上で必要な情報が得られていれば、計画の策定を財政支援等の要件とする必要はないのではないか。</li> </ul>



	提案の内容	主な検討の視点
4	<p>策定が任意とされている計画や通知に基づく計画のうち、策定が実質的に義務付けられていると考えられる計画の見直しを求める提案（財政支援等の要件とされている計画以外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の策定が任意とされていても、都道府県の計画を前提として市町村の計画を策定することとしている場合や、地方公共団体が独自の基準を定めようとする場合には計画の策定を要することとしている場合には、計画の策定が実質的な義務付けになることから、かかる手法は見直すべきではないか。</li> <li>○ 国が各地方公共団体における計画の策定状況を公表している場合であっても、計画の策定はあくまでも任意であることを明確にすべきではないか。</li> </ul>
5	<p>類似する計画や上位・下位計画による代替または他計画との一体的策定（以下「他計画による代替等」）を求める提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他計画による代替等を可能とする旨の規定を設けるなどの法令上の対応をすべきではないか。</li> <li>○ 他計画による代替等を可能とする上で支障となっている計画の策定・変更等の時期や計画期間に関する規定等について見直しをすべきではないか。また、地方公共団体が策定する計画に影響が及ぶ可能性がある国の計画の見直しの時期等についても十分な配慮が必要ではないか。</li> </ul>
6	<p>通知に基づく計画の策定が任意であることの明確化を求める提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令ではなく、通知によって計画の策定を求めている趣旨や目的は何か。</li> <li>○ 通知は技術的助言にすぎず、策定は義務ではない（任意である）ことや、通知の内容どおりに計画を策定する必要はないことを明確化すべきではないか。</li> </ul>

<計画の内容に係る提案>

	提案の内容	主な検討の視点
7	計画期間の見直しを求める提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体において、現行の計画の検証を十分に行った上で次期計画を策定することができるよう、計画期間を延長すべきではないか。</li> </ul>
8	計画の内容の見直しや簡素化を求める提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の内容を義務付ける規定については、廃止又は努力義務化若しくは「できる」規定化をすべきではないか。</li> <li>○ 過去の勧告を踏まえて、内容に係る規定の例示化又は大枠化（※）をすべきではないか。また、計画に具体的な内容を記載する必要がある場合でも、計画の趣旨・目的に照らして必要最小限とすべきではないか。 （※）「～を基本として」／「～を勘案して」／「おおむね～」など</li> </ul>
9	策定が努力義務、任意とされている計画や通知に基づく計画のうち、策定が実質的に義務付けられていると考えられる計画の内容の見直しを求める提案（財政支援等の要件とされている計画関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の策定が要件として必要である場合でも、その内容や手続は財政支援等の内容に見合ったものとすべきではないか。例えば、計画に盛り込むこととされている内容であっても、事後的に確認できれば足りるような内容もあるのではないか。</li> </ul>

	提案の内容	主な検討の視点
10	技術的助言等の充実を求める提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が地方公共団体に対して計画の策定を求める以上、計画策定のために必要な情報やツールを国から提供するなど地方公共団体に対する技術的助言等の充実を図るべきではないか。</li> </ul>

<計画の手續に係る提案>

	提案の内容	主な検討の視点
11	計画の策定や変更に係る手續の見直し（効率化、簡素化、負担の緩和等）を求める提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の策定や変更の際の地方公共団体における意思決定に係る手續についてまで、国が義務付け等をすべきではないのではないか。</li> <li>○ 計画の策定や変更の際に国が関与する目的は何か。その目的に照らし、国の関与を廃止又は必要最小限とすべきではないか。</li> </ul>

## 【参考】「計画策定等」に関する検討の視点の例

### ① 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの

- (ア)国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
- (イ)実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
- (ウ)地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
- (エ)政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
- (オ)計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

### ② 計画等の内容及び手続について見直しを求める必要があるもの

- (ア)義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- (イ)策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- (ウ)義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- (エ)義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統合することができる場合を含む。)
- (オ)地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの
- (カ)他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの